

令和7年度石岡市商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱

(令和7年3月31日石岡市告示第310号)

(趣旨)

第1条 この告示は、本市において、商業者で組織する商店街組合等が共同で設置した街路灯（以下「商店街街路灯」という。）のＬＥＤ化及び修繕・撤去の推進を図るため、商店街振興組合、商店会等の団体又はこれらの連合会が行うＬＥＤ化及び修繕・撤去に要する経費に対し、予算の範囲内で石岡市商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、当該補助金については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ｻﾚﾄﾞ ｻﾚﾄﾞ以外を光源とする商店街街路灯から、ｻﾚﾄﾞを光源とする商店街街路灯に取り替えることをいう。
- (2) 商店会 商店街活性化又は街路灯の管理を目的に組織された任意団体
(補助事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づく商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づく商店街事業協同組合
- (3) 商店会
- (4) 商工会議所
- (5) 商工会
- (6) その他商店街街路灯の管理を行う団体で、市長が適当と認める者

2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 商店街街路灯のｻﾚﾄﾞ化事業
- (2) 商店街街路灯の修繕事業
- (3) 商店街街路灯の撤去事業

3 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項の補助事業に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）のうち、別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けるときは、その事業の実施前までに商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書その他の補助対象経費が分かる書面
- (4) 施工前の写真
- (5) 位置図
- (6) その他市長が必要と認める書面

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の交付申請があった場合は、当該申請に係る書面等の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。ただし、交付の決定前に着工した場合はこの限りではない。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後、市長が定める期日までに商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。

(5) 補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、他の条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の内容について次に掲げる変更理由が生じた場合、商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金変更申請書（様式第5号）に変更した内容その他市長が必要と認める書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の額に変更が生じるとき。

(2) 補助内容に変更が生じるとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）、その他にあつては商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金変更承認通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

第10条 第6条の規定による通知を受けた補助事業者が、やむを得ない事情により、事業を中止し、又は廃止する場合は、商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金事業中止（廃止）届（様式第8号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを

含む。)は、市長が定める期日までに、商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金実績報告書（様式第９号）に次に掲げる書面を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書面等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金確定通知書（様式第12号）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第１項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者へ連絡するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第２項の規定による通知を受けたときは、商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金交付請求書（様式第13号）に商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金確定通知書の写しを添えて、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

（概算払）

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、別に市長の定めるところにより、交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第８条第１項の規定による通知を受けた後、商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金交付請求書に商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金交付決定書の写しを添えて、市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

- 3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、第11条の規定により実績報告を行う際に、商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金精算書（様式第14号）を提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (5) 第10条に規定する承認を受けたとき。
- (6) 市長が特に必要があると認めるとき。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 第8条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

- 4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金返納・返還命令通知書（様式第15号）により、期限を定めて、その返納又は返還を命ずるものとする。

（交付申請のみなし取下げ）

第16条 市長は、第5条第1号から第5号に規定する関係書類の不備等により交付決定の審査ができなかった場合において、補助事業者に補正を求めたにもかかわらず、交付申請の受付日から30日以内に関係書類の補正等が行われなかったとき、その他補助事業者の責に帰すべき事由により審査できなかったと認められるときは、当該補助金の申請が取り下げられたものとみなす。この場合において、申請書面は全て返却するものとする。

（理由の提示）

第17条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（関係書面の保管等）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書面を整備し、事業補助完了の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(令和6年度石岡市商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱の廃止)

2 令和6年度石岡市商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱（令和6年石岡市告示第335号）は、廃止する。

別表（第3条3項関係）

補助対象事業	内容	備考
商店街街路灯のLED化事業	LED化に係る経費	既にLED化されているものを除く。
商店街街路灯の修繕事業	支柱の塗装や基礎の補強等にかかる経費 灯具の更新等に要する経費	消耗品（電球）交換のみのものを除く。
商店街街路灯の撤去事業	街路灯の撤去及び処分にかかる経費	

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所

名称

氏名

商店街街路灯 L E D 化・修繕・撤去事業費補助金交付申請書

令和 7 年度石岡市商店街街路灯 L E D 化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書面を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 見積書その他の補助対象経費が分かる書類
- (4) 施工前の写真
- (5) 位置図

事業計画書

1 事業の内容

補助対象事業 ※該当する事業に ○を付けてくださ い。		商店街街路灯のＬＥＤ化事業
		商店街街路灯の修繕事業
		商店街街路灯の撤去事業
事業概要		
事業の内容		
事業計画期間		

2 事業費の内訳

総事業費	補助対象経費	備考

様式第 3 号（第 5 条関係）

収支予算書

収入

科目	予算額	備考
市補助金（補助金申請額）		
商店街等負担金		
その他収入		
合計		

支出

科目	予算額	備考
事業費		
合計		

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、令和7年度石岡市商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定の区分 交付 不交付

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付条件

- (1) 補助金はその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後、市長が定める期日までに商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

4 不交付理由

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所

名称

氏名

商店街街路灯 L E D 化・修繕・撤去事業費補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定通知のあった補助金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、令和 7 年度石岡市商店街街路灯 L E D 化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書面を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円（うち概算交付済額 金 円）
- 2 変更後の補助金の申請額 金 円
- 3 計画変更の理由
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書（様式第 2 号）
 - (2) 収支予算書（様式第 3 号）

第 号
年 月 日

様

石岡市長

商店街街路灯 L E D 化・修繕・撤去事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、令和 7 年度石岡市商店街街路灯 L E D 化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付の条件

- (1) 補助金はその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後、市長が定める期日までに商店街街路灯 L E D 化・修繕・撤去事業費補助金実績報告書をその定める期日までに市長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

商店街街路灯 L E D 化・修繕・撤去事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、令和 7 年度石岡市商店街街路灯 L E D 化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により承認したので通知します。

補助金の名称

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所

名称

氏名

商店街街路灯 L E D 化・修繕・撤去事業費補助金事業中止（廃止）届

年 月 日付けで交付決定通知のあった補助金について，補助事業を中止（廃止）したいので，令和 7 年度石岡市商店街街路灯 L E D 化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱第10条第 1 項の規定により，下記のとおり届出します。

記

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

3 中止（廃止）の予定年月日 年 月 日

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所

名称

氏名

商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定のあった補助金について、下記のとおり実施したので、令和7年度石岡市商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書面を添えて報告します。

記

1 交付決定額 金 円（うち概算交付済額 金 円）

2 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 補助対象経費に係る領収書

事業実績書

1 事業の内容

補助対象事業 ※該当する事業に ○を付けてくださ い。		商店街街路灯のLED化事業
		商店街街路灯の修繕事業
		商店街街路灯の撤去事業
事業実績		
事業の内容		
事業実施期間		

2 事業費の内訳

総事業費	補助対象経費	備考

様式第11号（第11条関係）

収支決算書

収入

科目	決算額	備考
市補助金（補助金申請額）		
商店街等負担金		
その他収入		
合計		

支出

科目	決算額	備考
事業費		
合計		

様式第12号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、補助金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので令和7年度石岡市商店街街路灯LED化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

石岡市長 宛

請求者 住所

名称

氏名

商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定・確定通知のあった補助金について、令和７年度石岡市商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 請求額の内容

補助金の名称		
交付決定通知		年 月 日付け通知(第 号)
補助金交付決定額		円
確定通知		年 月 日付け通知(第 号)
補助金確定通知額		円
内 訳	既受領額	円
	今回請求額	円
	残 額	円
振 込 先		

備考 商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金交付決定通知書又は商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金確定通知書の写しを添付すること。

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所

名称

氏名

商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金精算書

概算払により交付のあった補助金について，令和７年度石岡市商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱第14条第３項の規定により，下記のとおり精算します。

記

1 精算の内容

(1) 概算払額	金	円
(2) 交付確定額	金	円
(3) 精算額	金	円

第 号
年 月 日

様

石岡市長

印

商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金返納・返還命令通知書

年 月 日付けで交付決定・確定通知した補助金について、令和７年度石岡市商店街街路灯ＬＥＤ化・修繕・撤去事業費補助金交付要綱第15条第４項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 補助金の内容
 - (1) 交付決定通知 年 月 日付け通知（ 第 号）
 - (2) 補助金交付決定額 円
 - (3) 確定通知 年 月 日付け通知（ 第 号）
 - (4) 補助金確定通知額 円
 - (5) 補助金の既交付額 円（ 年 月 日交付）
 - (6) 返納・返還事由

5 注意事項

- (1) 交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は、それぞれ石岡市補助金交付規則第10条第１項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第１項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は、取消し後又は変更後のものを記入すること。
- (2) 石岡市補助金交付規則第19条第１項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので、速やかに返還すること。
- (3) 補助金等の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付することになるので、速やかに、返納又は返還すること。